

第8次千葉県廃棄物処理計画に基づく事業の評価

施策体系	
I	資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進
	1 3Rを推進する県民運動の展開
	2 市町村との連携の強化
	3 「知識から実践」を定着させる環境学習等の推進
	4 排出事業者における廃棄物マネジメントの促進
II	資源循環の基盤となる産業づくり
	1 静脈産業の活性化
	2 優良な産業廃棄物処理業者の育成
	3 再生資源の利用の促進
	4 バイオマスの活用の推進
	5 各種リサイクル法の遵守の指導
III	廃棄物の適正処理の確保
	1 適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保
	(1)一般廃棄物処理施設関係
	(2)産業廃棄物処理施設関係
	2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化の普及促進
	3 有害廃棄物の適正処理の推進
	4 災害廃棄物等の処理体制の整備
IV	廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶
	1 環境美化意識の向上と実践活動の促進
	2 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推進
	3 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底
	4 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施
V	持続可能な循環型社会の構築に向けた仕組み作り
	1 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討
	2 産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管理のあり方の検討
	3 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討
	4 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討
	5 建設廃棄物の発生から処分までの一元管理の推進
	6 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討
	7 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望

項目	具体的取組状況	評価 (現在の情勢を踏まえた現行施策の意義、具体的取組状況と評価(継続、推進の必要性)、新規の取組の必要性等)
I 資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進		
1 3Rを推進する県民運動の展開		
「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動の展開	レジエコサポーター登録 サインアップ事業者(24年度で終了)	ちばレジ袋削減エコスタイルやちば食べきりエコスタイル運動等を展開し、県民への普及啓発を進めてきた結果、1人1日当たりの排出量は減少した。しかし、その減少幅は近年小さくなってきており、排出量の目標は未達成となっている。今後は、優先順位の高い2Rの取組みを推進するとともに、ごみを出さないライフスタイルへの転換を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進する必要がある。表彰の実施については、県民や事業者等の環境意識の高揚を図るため、今後も継続して3Rの推進や廃棄物の適正処理に貢献した者に対する表彰を行う必要がある。
「ちば食べきりエコスタイル」運動の展開	食べきりエコスタイル協力事業者の登録(H21年12月～)	
廃棄物の再利用に関する情報ネットワークの構築	・3Rの推進に関するシンポジウム開催 ・県民から募集した3Rのアイデアの紹介や循環型社会についての講演開催	
各主体の相互連携の推進		
表彰の実施	3Rの推進や廃棄物の適正処理に貢献した者を、千葉県適正処理推進大会において表彰	
2 市町村との連携の強化		
ごみ処理有料化の促進	市町村等の状況について把握し、ホームページで公表	ごみ処理の有料化については、導入により一定の減量効果が見込めるものの、資源ごみの分別回収区分の拡充・強化などの施策を並行して実施することにより、さらに効果的な施策となると考えられる。市町村に対し、ごみの有料化に係る先進的な自治体の取組みなど、情報提供を進めていく必要がある。容器包装廃棄物については、可燃ごみの中には、依然として紙類、プラスチック類等の資源化可能なごみが多く含まれているが、プラスチック製容器包装の分別収集を実施している市町村は33市町村にとどまっており、分別収集の取組みを促進する必要がある。事業系一般廃棄物の排出量は、近年横ばいで推移しているが、削減の余地は大きく、家庭系と併せて減量化・資源化を進めていく必要がある。排出事業者指導や、クリーンセンターにおける展開検査等、先進的な自治体の取組みなど、情報提供を進めていく必要がある。また、資源物の持ち去り対策や、集団回収・店頭回収の推進を進めるため、市町村と情報を共有し、取組みが円滑に進むように情報提供や助言等を行っていく必要がある。
容器包装廃棄物の完全分別等の促進	県内市町村の一般廃棄物の排出・処理状況や削減対策への取組みについて実態把握調査を実施	
事業系一般廃棄物の削減対策の促進	近隣3都県から、事業系一般廃棄物の削減対策の取組み事例等についてヒアリングを実施	
市町村との意見交換会・研修会の実施	意見交換会、廃棄物対策清掃事業研修会を開催	
3 「知識から実践」を定着させる環境学習等の推進		
知識から実践を定着させる環境学習の推進	生涯大学校等で廃棄物と資源循環について講座を実施、ごみの排出状況やリサイクルの状況等を理解してもらうとともに、循環型ライフスタイルを考える機会提供	様々な年齢層への環境学習の機会提供は不可欠であり、今後も講師派遣や講座等を継続する必要がある。廃棄物処理業許可業者を対象としたセミナー等については引き続き継続し、廃棄物処理への理解、最新情報の提供、適正処理の推進を行うとともに、許可業者を取り巻く現状を把握すること等により、効果的な取組みを検討する必要がある。
産業廃棄物に関するコミュニケーションづくり	廃棄物処理業の許可業者を対象にセミナー開催(産業廃棄物処理についての理解、適正処理の推進)	

項目	具体的取組状況	評価 (現在の情勢を踏まえた現行施策の意義、具体的取組状況と評価(継続、推進の必要性)、新規の取組の必要性等)
4 排出事業者における廃棄物マネジメントの促進		
排出抑制等に関する指導の実施	事業者が提出した廃棄物処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルの推進に向けた指導を実施	多量排出事業者に対しては、産業廃棄物の処理計画について減量や再資源化等を指導し、また処理実績の公開を行っている。中小企業に対しても、説明会の開催等を実施しているほか、排出事業者の事業場への立入検査により適正処理を指導している。近年、景気の回復とともに産業廃棄物排出量も横ばい、または増加傾向にあり、東京オリンピック、パラリンピック開催に伴う廃棄物の増大も考えられる。 今後も現在の取組みを継続し、ごみの減量、適正処理を推進していく必要がある。また、事業者が必要とする情報、事例を提供することで、事業者の廃棄物の削減やリサイクルへの取組みを推進する必要がある。
多量排出事業者による減量等処理計画に関する情報の公開	廃棄物処理計画及び処理実績報告の公開(千葉県ホームページ)	
中小零細排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施	排出事業者(中小企業)向け産業廃棄物減量化・再資源化に係る説明会の開催	
排出事業者による適正な委託処理の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等の講習会への講師(県職員)派遣やホームページ等への掲載を通じて、排出事業者へ向けた普及啓発 ・状況に応じて産業廃棄物排出事業場の立入検査を実施、法の周知や廃棄物の適正処理の指導を実施 	
II 資源循環の基盤となる産業づくり		
1 静脈産業の活性化		
静脈産業の推進方策の検討		静脈産業の活性化を推進するためには、動脈産業(製造業等)から排出される廃棄物の種類や量、今後の動向等のニーズに触れる機会を提供することが重要である。今後も、千葉県産業廃棄物協会と連携し、研修会の開催、意見交換会や検討会への出席、講師の派遣等の取組みを継続して行うとともに、産業廃棄物協会等の業界団体と連携し、排出事業者と処理業者を結び付ける取組を促進する必要がある。 先進的なリサイクル技術の普及促進については、産業廃棄物リサイクル技術普及促進研修会を毎年開催しており、今後も先進的技術・取組の普及を行っていく必要がある。 エコタウンプラン地域施設との連携を実施できておらず、今後取り組んでいかなければならない。
先進的なリサイクル技術の普及促進	研修会を開催	
コンビナート等の既存インフラを活用したリサイクルの促進		
エコタウンプラン施設の連携の促進		
関係団体との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県産業廃棄物協会へ処理業者セミナーや収集運搬業の申請相談を委託、廃棄物の適正処理に向けた連携事業を実施 ・千葉県産業廃棄物協会が実施する研修会へ講師として出席するなどの支援、同協会が実施している各種検討会へ出席し、意見交換会を行うなど協会事業に対する支援実施 	
2 優良な産業廃棄物処理業者の育成		
産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度の活用	優良産廃処理業者認定制度(平成23年度)における審査、認定	資源の円滑な処理、再生利用を行う上で、優良な産業廃棄物処理業者の育成は不可欠であり、今後も評価制度や許可延長制度を継続する必要がある。また、排出事業者が適切な処理事業者を選定できるよう、処理事業の自主的な情報公開を促進していく必要がある。
優良な産業廃棄物処理業者に係る許可延長制度の普及促進	事業者への説明会における通常5年の許可の有効期間を7年とする特例の付与など制度に関する情報提供	
産業廃棄物処理業者の自主的な情報公開の促進	排出事業者への説明会等における、情報公開の必要性の説明や自主的な情報公開等について指導、制度の周知徹底	

項目	具体的取組状況	評価 (現在の情勢を踏まえた現行施策の意義、具体的取組状況と評価(継続、推進の必要性)、新規の取組の必要性等)
3 再生資源の利用の促進		
グリーン購入の推進	県の機関における環境に配慮した物品の優先購入(グリーン購入)の推進に向け、平成25年度環境配慮物品調達方針を策定	グリーン購入の推進については、引き続き、環境配慮物品調達方針を策定し、県の機関におけるグリーン購入の推進を図る必要がある。
焼却灰を利用した熔融スラグ・エコセメントの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・熔融スラグはアスファルト混合物の細骨材として、県発注の舗装工事における使用を義務付け、県の環境配慮物品調達方針対象物品として指定 ・JIS規格が定められている熔融スラグ、エコセメント等を「資源循環型社会」の形成に向けた新材料として、土木工事共通仕様書に記載 ・エコセメントは、東京たまエコセメントより調達し利用 	エコセメントについては、市原エコセメントの操業停止を受け、東京多摩エコセメントより調達し、利用しているが、全体としては最終処分量の増加、再生利用率の低下がみられる。エコセメントの活用方法については、今後も研究を進め、利用促進を図る必要がある。熔融スラグについては、県内市町村における熔融スラグ有効利用量はほぼ横ばいで推移しており、今後とも利用の促進が必要である。
建設副産物に係る再生利用等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県建設リサイクル推進計画2009」(平成21年3月)に則り、建設廃棄物の再資源化・縮減率と建設発生土の有効利用率の向上に努めた ・千葉県及び市町村並びに外郭団体建設副産物対策協議会を活用し、建設副産物に対する諸課題について情報を共有、目標達成に向けた会員の資質の向上を目指し講習会の開催等の活動を実施 	建設副産物については、「千葉県建設リサイクル推進計画2009」に基づき、更なる建設リサイクルの推進を図る必要がある。鉄鋼スラグ再生品については、土木工事共通仕様書への掲載を継続し、利用量の拡大と利用方法の検討に努める必要がある。下水汚泥等の資源化については、固形燃料化施設を建設着手予定だったが、福島第一原子力発電所の事故の影響により、下水汚泥から放射性物質が検出され、事業が困難となったため、着手を見合わせている。今後は、状況の変化を見極めたうえで、検討を行う必要がある。
鉄鋼スラグ再生品等の安定した利用方法等の検討	土木工事共通仕様書の改訂に伴い、鉄鋼スラグについて、「資源循環型社会形成に向けた新材料」として継続して掲載	畜産廃棄物等については堆肥化したものを肥料として施用することが基本であるが、発生量が地域的に偏在しており、発生量が過剰な地域における総合的な利活用の推進が必要である。これまで取り組んできた、燃料としてのセメントキルンへの供給継続とともに、今後はメタン発酵や、炭化等によるエネルギー利用の検討も必要である。
下水汚泥等の資源化利用の推進		農業用廃プラスチックについては、再生資源(グラスシュ)の生成・販売や火力発電の熱源としての活用に取り組んでおり、今後も最適な処理方法を検討するとともに、回収方法の改善や適正排出の促進に向けた啓発指導の強化を行い、最終処分量の削減に取り組む必要がある。
畜産廃棄物等の利用方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産堆肥を燃料としてセメントキルンへの供給を継続 ・継続可能なスキームの確立のためのJ-VERクレジットの販売活動を実施 	
農業用廃プラスチックの適正処理の推進	県廃プラスチック対策協議会及び市町村同協議会と連携し、回収体制の強化、適正排出の啓発指導を実施	

項目	具体的取組状況	評価 (現在の情勢を踏まえた現行施策の意義、具体的取組状況と評価(継続、推進の必要性)、新規の取組の必要性等)
4 バイオマスの活用の推進		
<p>県内の畜産廃棄物、食品残さ、林地残材等の様々なバイオマスを有効活用するため、千葉県バイオマス活用推進計画に沿って、必要な基盤の整備、バイオマスの原料利用の拡大、バイオマス製品の利用の促進などを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品残さの飼料化の推進を図るため、エコフィードコーディネーターを設置し、関連事業者のマッチングを実施 ・木質バイオマスの利用拡大のため、搬出試験を実施 ・バイオマス利活用への県民の関心を高めるため、研修会の開催、各種イベントへの出展による普及啓発を実施 	<p>千葉県バイオマス活用推進計画に沿って、食品残さのエコフィードコーディネーターによる関連事業者のマッチングの実施、木質バイオマスについては搬出試験等を実施し、より具体的な利活用の実現に向けた取組みを進めている。国のバイオマス活用推進基本計画においても、環境負荷の少ない持続的な社会を実現する観点から、バイオマスの利用拡大が掲げられている。今後もバイオマスの活用に向けた取組みを進め、利用率を向上させるとともに、県民のバイオマスへの理解を深めるため、研修会、環境イベント等への出展などの取組みの強化も必要である。</p>
5 各種リサイクル法の遵守の指導		
<p>建設リサイクル法や食品リサイクル法などの各種リサイクル法への対応について、機会を捉えて事業者への積極的な取組みを促すとともに、県内のリサイクル状況の把握に努める。また、各種リサイクル法に基づく指導を徹底し、リサイクルの促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家電リサイクル法 家電製品の適正処理の周知、不法投棄状況の取りまとめを国に報告 ○容器包装リサイクル法 市町村分別収集計画に基づく分別収集報告の取りまとめを国に報告、第7次分別収集計画策定 ○食品リサイクル法 国と連携し、事業者向けリーフレットを配布、関係者の積極的な取組みを促進。関東農政局のエコフィード関係会議に出席し、食品リサイクル(飼料化)の取組状況の情報交換。 ○小型家電リサイクル法 研修会を通じての先進事例の紹介、県内市町村の実施状況の把握と周知等、市町村への情報提供を実施 ○建設リサイクル法 ・建設リサイクル法に基づく通常のパトロール、建設及び環境部局合同による春秋の全国一斉パトロールを実施、指導の徹底 ・法に係る情報伝達・実効性の確保についての会議開催 ○自動車リサイクル法 県内各事業者への立入検査、施設の維持管理や使用済み自動車の引き取り・引き渡し状況等の確認、指導の徹底 	<p>近年、世界的な資源枯渇や、輸出した廃棄物による環境汚染の問題等が顕在化している。各種リサイクル法に基づき、適正処理やリサイクルに関する情報について周知、指導を行うほか、国・関東地方における会議に出席し、情報交換等を行っていく必要がある。廃家電については、不法投棄、違法回収業者及び違法輸出等の問題があり、今後とも国や各市町村と連携し取組みを行っていく必要がある。</p> <p>食品リサイクルについては、食品廃棄物の再生利用等実施率は近年上昇傾向にあるものの、食品流通の川下の業種ほど再生利用等実施率は低い状況となっており、今後も国と連携して、事業者の積極的な取組みを促進する施策を進めていく必要がある。平成27年7月に国の基本方針が改訂され、業種ごとの再生利用等実施率の目標値が引き上げられたほか、食品廃棄物の再生利用手法の優先順位が明確に規定された。今後は食品リサイクルループ認定制度等を活用して食品リサイクルの一層の促進を図るため、国が主催するマッチングセミナー等の情報を関係企業、市町村等に積極的に配信し、自主的取組みを促進する必要がある。</p> <p>小型家電については、第三次循環型社会形成推進基本計画にも有用金属の回収と高度リサイクルの推進が掲げられ、環境省実証事業等が進められているが、現時点における回収率は十分とは言えない。また、金属市場の変動や違法回収業者への流出等の課題もある。今後とも市町村の実施状況を把握するとともに、各市町村、事業者、国と連携し、取組みを促進する必要がある。</p> <p>建設リサイクル法については、今後も引き続き、建設部局と環境部局の合同パトロールを実施し、排出事業者への指導を徹底する必要がある。</p> <p>自動車リサイクル法については、リサイクルに関する現状を把握するとともに、リサイクルに係る各法制度に基づく取組みや法改正について、会議・パトロール・立入検査等を通じ、各市町村や事業者に情報提供するとともに、指導を徹底する必要がある。</p> <p>これらのリサイクル法の推進に向けては、その意義や必要性について県民へ広く周知するとともに、排出利便性の向上等に向けた取組みも必要である。</p>

項目	具体的取組状況	評価 (現在の情勢を踏まえた現行施策の意義、具体的取組状況と評価(継続、推進の必要性)、新規の取組の必要性等)
Ⅲ 廃棄物の適正処理の確保		
1 適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保		
(1) 一般廃棄物処理施設関係		
広域化・集約化による施設整備の促進	市町村等が一般廃棄物処理施設整備を行う際、地域の実情を踏まえて必要に応じて広域処理体制の構築に向けた調整を行うよう助言	一般廃棄物処理施設は、多くの施設で老朽化への対応を検討しなければならない時期を迎えており、今後の人口減少やごみ排出量減少等の環境の変化を踏まえて、整備を進める必要がある。近接する市町村における広域化・集約化が必要な場合にあつては、地域における現状を踏まえ、効率的な収集・処理体制の構築に向け、調整や助言等を行う必要がある。また、低炭素社会の形成に資するため、新規施設建設にあつては、高効率のごみ発電等の熱回収施設の導入について市町村に情報提供等を行う必要がある。施設の新設や廃止後の施設解体に関する国の交付金制度等の情報を周知し、安全で安定した廃棄物処理の継続に努める。稼働している施設については、適正な維持管理を継続するため、立入検査や分析調査を引き続き行い、施設管理者に対しては、維持管理の情報について積極的に公開し、県民への理解を促進するよう働きかけを行う必要がある。
市町村における廃棄物処理施設の整備の促進	施設の更新に伴う廃止後の処理施設については、安全性の確保と敷地の有効利用の観点から、倒壊の恐れのある施設の早期解体撤去を促し、国の制度である循環型社会形成推進交付金を活用し、環境負荷の少ない施設の整備が実施されるよう指導	
低炭素社会の形成に資する新たな施設整備の促進	市町村等が設置している一般廃棄物処理施設に対し、適正な維持管理等の確認のため、立入検査を実施。(焼却施設と最終処分場については、焼却灰や放流水等について分析検査を実施)	
一般廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進	各施設において、法に基づいた維持管理情報の公表が行われるよう指導	
維持管理情報の公表		
(2) 産業廃棄物処理施設関係		
熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進	・熱回収施設について、熱回収施設認定制度の周知をホームページ等で行い、廃棄物焼却施設を設置する事業者から相談があれば、必要な手続き等の説明を行い、事業者による制度の活用を促進	産業廃棄物処理施設については、熱回収施設の促進に向けた制度の活用の促進を継続するとともに、適正な施設の維持管理と適正処理に向けて立入検査等を今後も徹底する。また、産業廃棄物処理事業者に対し、セミナー等を開催し、適正処理に対する意識の向上を図るとともに、維持管理の情報について積極的に公開し、県民への理解、不信任や不安感の払拭に努めるよう働きかけを行う必要がある。
廃プラスチック類の熱回収利用の促進	・中間処理業者及び最終処分業者について、重点的に立入検査を実施し、施設の適正な維持管理に向け指導徹底	
産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保	・産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物の適正な処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を実施	
産業廃棄物処理施設における適正処理の確保	・産業廃棄物処理施設に対し、定期検査のほかに適宜立入検査を実施し、適正な維持管理、廃棄物の適正処理について指導	
維持管理情報の公表		

項目	具体的取組状況	評価 (現在の情勢を踏まえた現行施策の意義、具体的取組状況と評価(継続、推進の必要性)、新規の取組の必要性等)
2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化の普及促進		
	ホームページへの情報掲載、関係団体等への研修会の周知及び9都県市で作成しているパンフレットの配布を行い、制度の普及を促進	電子マニフェストの普及率は全国平均を上回っているものの、48%となっており、さらなる普及に向けて制度の利点をアピールし、利用の拡大を図る必要がある。
3 有害廃棄物の適正処理の推進		
排出事業者及び処理業者に対し、状況に応じた必要な指導や情報の提供		
PCB廃棄物の適正処理の推進	処分期限までの処分と適正保管について、ホームページなどを通じた情報提供、PCB特別措置法第8条に基づく届出やPCB廃棄物を保管する事業場への立入検査に際しての指導実施。	PCB廃棄物やアスベスト廃棄物等の有害廃棄物については、事業場や関係機関への立入検査を実施している。今後も継続し、適正処理に向けた指導を行うとともに、市町村や事業者に対し、講習会やホームページを通じて必要な情報の提供に努める必要がある。また、市町村や事業者、近隣都道府県との情報交換に努め、必要に応じて国への要望をとりまとめ、働きかけを行う必要がある。改定された「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき着実にPCB廃棄物の処理を推進していく必要がある。
アスベスト廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「アスベスト廃棄物発生事業場監視指導要領」に基づく、排出事業場の立入検査等を実施し、適正処理について指導。 ・県ホームページでアスベスト廃棄物の適正処理の情報を提供し、事業者団体の講習会に県職員を講師として派遣、適正処理について説明を行った。 ・アスベスト対策の強化に関する国への要望を実施 	
感染性廃棄物等の適正処理の推進	各保健所で実施する病院等への医療監視に同行し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理を指導	
4 災害廃棄物等の処理体制の整備		
災害廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による災害廃棄物の処理を実施している市町村等に対し、情報提供や助言等の支援を実施 ・竜巻被害(野田市)や、台風26号の浸水被害等による災害廃棄物の処理に関し、市町村等に対する支援(災害廃棄物の処理に関する情報提供や助言等)を実施 ・「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」(24年度作成)について、説明会や意見交換会において、ガイドラインの周知と市町村における災害廃棄物処理マニュアルの策定を促進 	地震、風雨による災害は近年増加傾向にあり、その規模も大きくなっていることから、災害廃棄物発生時の広域的な処理体制の整備(処理能力維持と代替性・多重性の確保、施設の耐震化・地盤改良・浸水対策等の推進)等、早急に対策を講じる必要がある。H26.3月に策定された国の災害廃棄物対策指針に基づく市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び、千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づく災害廃棄物処理マニュアルの策定を推進し、必要な情報の提供や助言等を行う。沿岸部においては、千葉県海岸漂着物対策地域計画で選定した5区域を中心に、漂着物発生時の回収処理を引き続き行う。
海岸漂着物等の処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県海岸漂着物対策地域計画に選定した重点5区域(館山市、木更津市、鴨川市、富津市、いすみ市)の漂着物の回収処理を実施 	

項目	具体的取組状況	評価 (現在の情勢を踏まえた現行施策の意義、具体的取組状況と評価(継続、推進の必要性)、新規の取組の必要性等)
IV 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶		
1 環境美化意識の向上と実践活動の推進		
環境美化意識の向上と実践活動の推進	各市町村のポイ捨て禁止条例の制定状況を把握し、千葉県ホームページで公表。	県民の環境美化意識の向上と活動の推進のため、今後ごみゼロ運動を継続するとともに、ポイ捨て等小規模な不法投棄の防止対策について、市町村の取組みや他地域における事例等をホームページ等を通じて情報提供する。
ごみの散乱等の防止対策の促進	5月26日の一斉清掃日を中心に、全市町村で「ごみゼロ運動」を実施	
2 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推進		
リサイクル費用の負担に係る普及啓発	不法投棄の防止に向け、県民、市町村等への情報提供を実施	廃家電の不法投棄は、近年減少傾向ではあるが、依然として多い状況である。リサイクル費用の負担の必要性に対する県民の理解を深めるため、普及啓発に努めるとともに、国に対してはリサイクル料金の前払い制度の検討について引き続き要望していく。
家電リサイクル法に関する国への要望	リサイクル料金の前払い制度の検討を行うよう要望	
3 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底		
不法投棄監視の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物指導課の監視パトロールと併せて民間警備会社への委託により24時間・365日の監視活動を実施。 ・25年度から不適正処理の疑いが高い現場等を集中的に監視する定点監視等を行うスポット監視を実施。 	<p>本県は首都圏に位置し、道路網が整備され産業廃棄物の運搬が容易であり、休耕田や谷津など地理的・地形的に不法投棄をされやすい環境にあることから、廃棄物指導課の監視パトロールと民間警備会社への委託により24時間・365日の監視活動を行ってきた。</p> <p>25年度からは従来のパトロールに加え、新たにスポット監視を実施し、不適正処理の効果的な監視指導や適切な行政処分の発令に寄与している。</p> <p>また、市町村職員に不法投棄現場等への立入検査権限を付与するとともに、各地域振興事務所において地区連絡会議を設置し、情報交換や合同パトロールを実施するなどきめ細やかな監視に努めてきた。</p> <p>大規模な不法投棄は減少傾向にあるものの、廃棄物を有価物と称して搬入するなど悪質なものがゲリラ的な不法投棄が後を絶たないことから、今後も引き続き、県、市町村、警察等が協力し、不法投棄や不適正処理の未然防止に向けて指導を強化していく必要がある。</p> <p>また、行為者に対し適時適切な行政処分を実施するとともに、悪質な行為者に対しては告発を行っていく。</p>
不適正処理に対する指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員(44市町村360人)に不法投棄現場等への立入検査権限を付与 ・県の出先機関、市町村及び警察などで構成する地区連絡会議において情報交換や合同パトロールを実施するなどの取組により不法投棄の未然防止を図った ・事業場への立入検査で確認された不適正処理等について、早急に適正な処理を行うよう指導 	
悪質な行為者等に対する行政処分の実施	悪質な行為者に対し、法に基づく取消処分等の行政処分を実施	
4 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施		
不法投棄廃棄物の撤去等の指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の行為者に対し撤去指導を行うとともに、排出事業者の特定に努め、撤去までの間、周辺環境へ支障を生じさせないよう適正な管理を指導。 	<p>産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の強化や住民の関心の高まりなどにより、大規模なものは減少傾向にあるが、小規模なものは依然として後を絶たない状況にある。</p> <p>今後も不法投棄された産業廃棄物については、行為者及び排出事業者を特定し、撤去指導を行うとともに、撤去までの間、適正な管理を指導する。</p> <p>なお、生活環境保全上の著しい支障が認められる場合には、行政代執行による支障除去を実施する。</p>
不法投棄廃棄物の適切な管理の徹底		
不法投棄廃棄物の支障除去対策の実施	支障が認められた場所の環境調査(廃棄物の埋設範囲等)を実施	

項目	具体的取組状況	評価 (現在の情勢を踏まえた現行施策の意義、具体的取組状況と評価(継続、推進の必要性)、新規の取組の必要性等)
V 持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり		
1 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討		
	市町村との意見交換会等において、検討調査の内容を報告、情報を提供	家庭から排出される廃棄物は多様化しており、市町村における処理が困難な場合もある。特に水銀廃棄物については水俣条約を踏まえた分別収集の拡大と適正処理が求められる。また、家電リサイクルを進める上では、義務外品への対応も必要である。市町村との意見交換等において、処理困難物の資源化や義務外品等の回収、処理体制の検討が必要な項目や現状等を把握し、検討を進めるとともに、必要に応じて国への働きかけを行う。
2 産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管理のあり方の検討		
	法令・指導要綱による設置許可手続・事業者への指導等を通じ、周辺の生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の整備・維持管理を図っている。制度運用におけるより一層の円滑化・適正化を図るための検討を行った	法令・指導要綱による設置許可手続・事業者への指導等を通じ、周辺の生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の整備・維持管理を推進している。今後も制度運用や改正、勉強会等を通じ一層の円滑化・適正化を図るための検討や国への要望を行う。
3 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討		
	<ul style="list-style-type: none"> ・公的関与の産業廃棄物最終処分場設置県に対し、施設設置や維持管理に関する状況等について、ヒアリングを実施 ・結果を踏まえ、各都道府県に対しアンケート調査を行い、公的関与の処理施設に関する考え方を整理 	公的関与の産業廃棄物最終処分場設置に関する情報収集を行っており、最終処分場の残余年数も減少していることから、安定した処分の確保を目指し、今後も継続して検討を行う。
4 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討		
	県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に基づき、県外産業廃棄物を県内で埋立処分する際の事前協議、中間処理を行う場合の事前届出等を実施させ、産業廃棄物の適正な処理の推進と最終処分場の確保を図った	「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づいて、埋立処分の事前協議を行うことにより、今後とも産業廃棄物の県内への流入の適正化を図っていく必要がある。

項目	具体的取組状況	評価 (現在の情勢を踏まえた現行施策の意義、具体的取組状況と評価(継続、推進の必要性)、新規の取組の必要性等)
5 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進		
	建設廃棄物の発生から再生利用を含む処分までの流れを総合的に管理する仕組みの構築のため、建設リサイクル法と廃棄物処理法との連携を図り、廃棄物処理費用を事前に徴収し、処理の際に確実に資金が供給される供託制度の導入を図ること等を、国に対し働きかけを行った	建設廃棄物については、リサイクル率が向上する一方で不法投棄が依然として見られることから、発生から処分までを一元的に把握する仕組みづくりとして供託制度の導入を進めるため、国に対する働きかけを今後も行っていく必要がある。
6 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討		
	産業廃棄物の発生・中間処理・最終処分の流れを把握するシステム構築に向け、県の公表値との誤差について整合を取ることを目標として取組んだところ、24年度結果と比べ県の公表値との補足率が向上した	産業廃棄物の既存統計資料を活用した実態把握について、より実態に近い数値を把握するシステムの構築に向け、県公表値との誤差は小さくなりつつあり、今後もより正確な排出量の把握に向け、計算方法の検討を行っていく。
7 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望		
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理を進める上で緊急かつ重点的に国へ提案・要望していく必要がある重要事項を取りまとめ、6月に提案・要望を実施した ・九都県市首脳会議からも、制度改正や予算確保などの要望を実施した 	廃棄物の適正処理を進める上で、現行の法令や制度では対応できない事例について、国へ提案・要望を行っている。今後も、国の対応が必要な事象が発生すると考えられるため、近隣県や九都県市首脳会議などの関係団体と情報を共有、協力し、必要な制度改正や予算確保等について提案・要望を行う。